

国立大学法人奈良教育大学の役職員の報酬・給与等について

役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

平成19年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

常勤役員にかかる俸給および期末特別手当の額については、学長が、その職務実績に応じ、経営協議会の議を経て、変更、増減することができると定めている。
平成19年度については、常勤役員の職務実績及び法人としての業務実績等を総合的に判断した結果、これらを反映させた俸給および期末特別手当の額の変更、増減は行わなかった。

役員報酬基準の改定内容

法人の長	・俸給について、総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人員費削減を図るために、平成19年4月1日以降、1%の引き下げを行った。 ・地域手当については、本学教職員給与規則に準じて支給されると規定されている。平成19年4月1日以降は、4%から5%に引き上げを行った(国を参考)。その後、国家公務員給与法の改正で4月1日に遡って5.5%に引き上げられた(指定職職員には従前の地域手当支給率を適用)ことを参考に、教職員の支給率は9月1日から5.5%に引き上げたが、役員については5%に据え置いた。
理事	
理事(非常勤)	
監事	
監事(非常勤)	

法人の長と同じ改定内容
改定なし
該当者なし
改定なし

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成19年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)		就任	退任	
法人の長	18,012	12,234	5,075	91 612	(通勤手当) (地域手当)		
A理事	13,726	9,312	3,867	82 465	(通勤手当) (地域手当)		
B理事	1,557	1,294	0	13 82 168	(通勤手当) (単身赴任手当) (地域手当)	4月1日	5月31日
C理事	8,948	5,952	1,727	62 612 595	(通勤手当) (単身赴任手当) (地域手当)	6月25日	
D理事 (非常勤)	550	550	0	0	()		
A監事 (非常勤)	400	400	0	0	()		
B監事 (非常勤)	600	600	0	0	()		

注1:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入する。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「 」、独立行政法人等の退職者「 」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*」、該当がない場合は空欄。

3 役員の退職手当の支給状況(平成19年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績助案率	摘要	前職
法人の長		年 月			該当者なし	
理事		年 月			該当者なし	
監事		年 月			該当者なし	

注1:「摘要」欄には、具体的な業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入する。

注2:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「 」、独立行政法人等の退職者「 」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*」、該当がない場合は空欄。

職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

人件費管理の基本方針

中期目標期間中の予算の年度展開を参考に、当法人の予算の範囲内で、当法人の給与規則に則り、人件費の効率的かつ適正な運用に努める。

職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

「一般職の職員の給与に関する法律」等の国家公務員の給与制度を参考として、社会一般の情勢を踏まえつつ、給与水準を決定している。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

勤務成績に応じて、昇給、昇格及び降格を実施している。また、賞与については、支給割合を増減させることにより、勤務に対する評価を反映させている。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
賞与:勤勉手当 (査定分)	6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する教職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間における、その者の勤務成績に応じて支給する。 (国家公務員の給与制度を参考)
昇給	1年間を良好な成績で勤務した教職員は、4号俸を標準として上位の号俸に決定することができる。(国家公務員の給与制度を参考)
昇格	特に勤務成績が優秀で、かつ当法人が定める基準を満たす教職員は、上位の級に決定することができる。(国家公務員の給与制度を参考)
降格	勤務成績が不良な教職員は、下位の級に決定することができる。 (国家公務員の給与制度を参考)

ウ 平成19年度における給与制度の主な改正点

- (平成19年4月1日から適用)
 - ・地域手当の支給割合を4%から5%とした。
 - ・扶養手当について3人目以降の子等の支給月額を5,000円から6,000円に引き上げた。
 - ・管理職手当を定率制から定額制とした。
- (平成19年9月1日から適用)
 - ・若年層の俸給月額を引き上げた。
 - ・扶養手当(子等にかかるもの)の支給額を6,000円から6,500円に引き上げた。
 - ・地域手当の支給割合を5%から5.5%とした。
- (平成19年12月期勤勉手当)
 - ・支給割合を0.725月分から0.775月分とした。

2 職員給与の支給状況

職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成19年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
					うち通勤手当	
	人	歳	千円	千円	千円	千円
常勤職員	206	48.5	8,248	5,918	132	2,330
事務・技術	46	44.1	6,218	4,551	182	1,667
教育職種 (大学教員)	99	52.5	9,790	6,920	136	2,870
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					
技能・労務職種	1					
教育職種 (附属義務教育学校教員)	59	45.3	7,341	5,371	88	1,970
教育職種 (外国人教師等)	該当者なし					
その他医療職種 (医療技術職員)	該当者なし					
その他医療職種 (看護師)	1					
在外職員	該当者なし					
任期付職員	該当者なし					
事務・技術						
教育職種 (大学教員)						
医療職種 (病院医師)						
医療職種 (病院看護師)						
再任用職員	該当者なし					
事務・技術						
教育職種 (大学教員)						
医療職種 (病院医師)						
医療職種 (病院看護師)						
非常勤職員	該当者なし					
事務・技術						
教育職種 (大学教員)						
医療職種 (病院医師)						
医療職種 (病院看護師)						

注1: 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2: 「技能・労務職種」とは、調理師の業務を行う職種を示す。

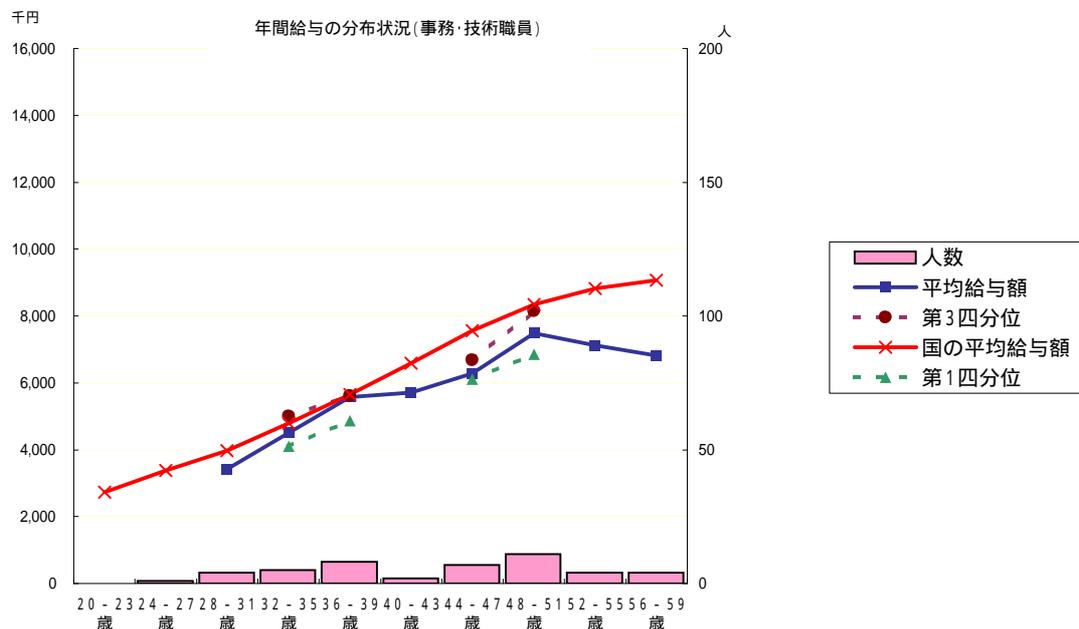
注3: 「教育職種(附属義務教育学校教員)」には、附属幼稚園教員を含む。

注4: 常勤職員の技能・労務職種及びその他医療職種(看護師)については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

年間給与の分布状況（事務・技術職員/教育職員(大学教員)）

[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、まで同じ。]

(事務・技術職員)



注1: の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、まで同じ。

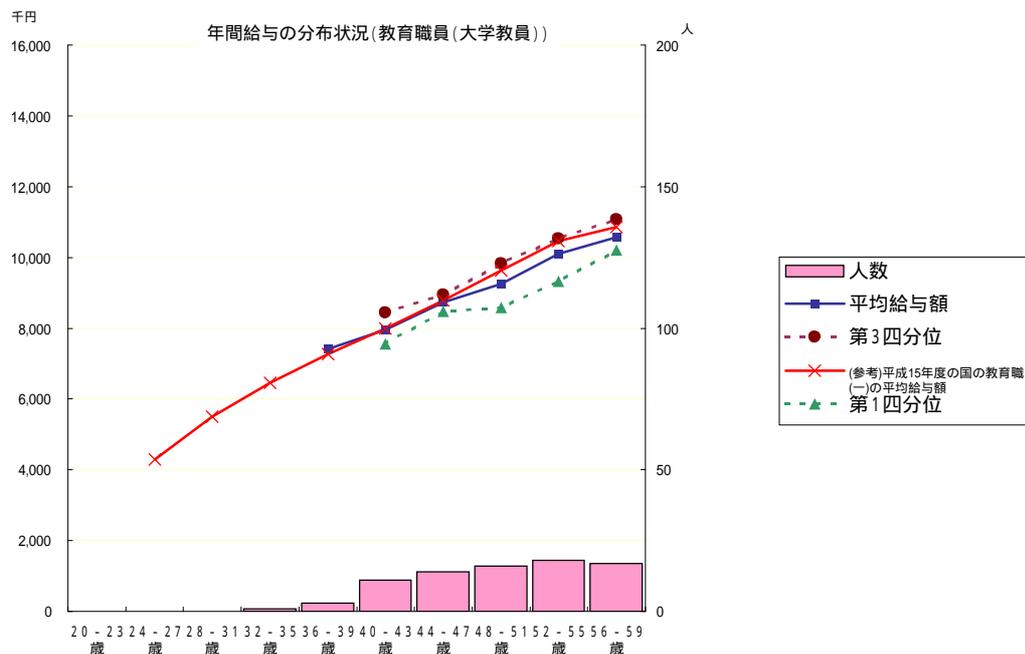
注2: 年齢24～27歳は該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示していない。

注3: 年齢28～31歳、年齢40～43歳、年齢52～55歳及び年齢56～59歳は該当者が4人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、第1四分位及び第3四分位については表示していない。

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
課長	6	49.2	7,984	8,210	8,517		
副課長	5	52.5	6,872	7,258	7,579		
係長	24	44.3	5,035	6,008	6,685		
主任	4	45.8	—	5,277	—		
係員	7	32.1	3,298	3,825	4,102		

注: 主任については該当者が4人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、第1分位及び第3分位については記載していない。

(教育職員(大学教員))



注1: 年齢32～35歳は該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示していない。

注2: 年齢36～39歳は該当者が4人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、第1四分位及び第3四分位については表示していない。

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位			
	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
教授	63	55.9	9,748	10,385	10,996		
准教授	35	46.2	7,732	8,355	8,785		
専任講師	1	61.5	-				-

注: 専任講師の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示していない。

職級別在職状況等(平成20年4月1日現在)(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		係員	係員主任	主任係長	係長副課長	副課長課長	課長
人員(割合)	46人	5人 (10.9%)	3人 (6.5%)	24人 (52.2%)	7人 (15.2%)	5人 (10.9%)	2人 (4.3%)
年齢(最高～最低)		31～27歳	46～33歳	57～34歳	59～45歳	59～39歳	51～50歳
所定内給与年額(最高～最低)		2,796～2,388千円	4,155～2,671千円	5,188～3,431千円	5,418～4,820千円	6,005～5,384千円	6,451～6,204千円
年間給与額(最高～最低)		3,690～3,289千円	5,672～3,678千円	7,210～4,761千円	7,641～6,827千円	8,149～7,579千円	8,711～8,517千円

区分	計	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		課長	課長	事務局長	事務局長
人員(割合)		該当者なし	該当者なし	該当者なし	該当者なし
年齢(最高～最低)		～	～	～	～
所定内給与年額(最高～最低)		～	～	～	～
年間給与額(最高～最低)		～	～	～	～

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		教務職員	助教助手	講師	准教授	教授	教授
人員(割合)	101人	該当者なし	該当者なし	1人 (1.0%)	35人 (35.4%)	63人 (63.6%)	該当者なし
年齢(最高～最低)		～	～	～	59～35歳	64～42歳	～
所定内給与年額(最高～最低)		～	～	～	7,012～4,899千円	9,018～5,894千円	～
年間給与額(最高～最低)		～	～	～	9,733～6,946千円	12,677～8,301千円	～

注: 3級における該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項については記載していない。

賞与(平成19年度)における査定部分の比率(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 67.1	% 67.1	% 67.1
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 32.9	% 32.9	% 32.9
	最高～最低	% 33.6～32.2	% 34.7～31.1	% 34.2～32.0
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 66.0	% 67.7	% 66.9
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.0	% 32.3	% 33.1
	最高～最低	% 36.7～31.6	% 34.7～29.3	% 35.6～30.6

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 65.0	% 66.9	% 66.0
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.0	% 33.1	% 34.0
	最高～最低	% 36.7～33.0	% 34.7～31.2	% 35.6～32.1
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 65.7	% 67.2	% 66.5
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.3	% 32.8	% 33.5
	最高～最低	% 36.7～31.6	% 34.7～30.4	% 35.6～31.3

職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標
(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

对国家公務員(行政職(一))

87.4

対他の国立大学法人等(事務・技術職員)

101.6

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等(教育職員(大学教員))

97.9

注: 当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等の一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	对国家公務員	87.4
	参考	地域勘案 89.0 学歴勘案 86.6 地域・学歴勘案 88.6
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由		
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 75% (国からの財政支出額 2,835,396千円、支出予算の総額 3,776,392千円: 平成19年度予算)	
	【検証結果】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合は50%を超えており、国の財政支出規模が大きいといえるが、对国家公務員指数の状況は100を下回っており、地域、学歴を勘案しても、適切な給与水準といえる。	
講ずる措置	【累積欠損額について】 累積欠損額 なし (平成18年度決算)	
	【検証結果】 国からの財政支出の割合の縮小に努めながら、必要に応じて給与支給基準の見直しを行うなど、引き続き適切な給与水準の維持を図る。	

教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標 97.7

総人件費について

区 分	当年度 (平成19年度)	前年度 (平成18年度)	比較増 減	中期目標期間開始時(平成 16年度)からの増 減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 1,961,991	千円 1,979,784	千円 (%) 17,793 (0.9)	千円 (%) 94,289 (4.6)
退職手当支給額 (B)	千円 187,120	千円 234,781	千円 (%) 47,661 (20.3)	千円 (%) 87,259 (31.8)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 205,856	千円 174,598	千円 (%) 31,258 (17.9)	千円 (%) 49,316 (31.5)
福利厚生費 (D)	千円 249,138	千円 263,917	千円 (%) 14,779 (5.6)	千円 (%) 15,137 (5.7)
最広義人件費 (A + B + C + D)	千円 2,604,105	千円 2,653,080	千円 (%) 48,975 (1.8)	千円 (%) 147,369 (5.4)

注:「非常勤役職員等給与」においては、人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

総人件費について参考となる事項

給与、報酬等支給総額及び最広義人件費の増減要因分析

給与、報酬等支給総額が対前年度比 0.9%に至った主な理由は、平成19年3月31日定年退職等に伴う欠員の補充凍結(大学教員)及び人員削減(事務職員)によるものである。

最広義人件費が対前年度比 1.8%に至った主な理由は、上記理由に加え、当年度における退職手当支給額が減少したことによるものである。

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)及び「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人件費削減の取組の状況

)中期目標に示された人件費削減の取組に関する事項

中期目標において、経費の抑制に関する目標として、「『行政改革の重要方針』(平成17年12月24日閣議決定)において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組を行う。」と明記した。

)中期計画において設定した削減目標、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しの方針

中期計画において、その具体的方策として、「総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費削減を図る」と明記した。

また、役職員の給与について、国家公務員の給与制度を参考に、平成18年度以降、俸給の引き下げを実施するなど、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しに取り組んでいる。

)人件費削減の取組の進捗状況

・基準年度(平成17年度)の「給与、報酬等支給総額」は、2,152,386千円である。

・各年度の「給与、報酬等支給総額」は、平成18年度は1,979,784千円、平成19年度は1,961,991千円である。

・当年度までの各年度の人件費削減率は、平成18年度は 8.0%、平成19年度は 8.8%である。

計算式 = (各年度の金額 - 基準年度(平成17年度)の金額) ÷ 基準年度(平成17年度)の金額 × 100

・当年度までの各年度の人件費削減率(補正值)は、平成18年度は 8.0%、平成19年度は 9.5%である。

計算式 = ((各年度の金額 - 基準年度(平成17年度)の金額) ÷ 基準年度(平成17年度)の金額 × 100) - (基準年度から当年度までの各年度の行政職(一)職員の平均年間給与の増減率の和)

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17 年度)	平成18 年度	平成19 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	2,152,386	1,979,784	1,961,991
人件費削減率 (%)		8.0	8.8
人件費削減率(補正值) (%)		8.0	9.5

注:「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率であり、平成18年、平成19年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%である。

注:基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額は、法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

総人件費について考慮すべき事項、説明すべき事項

特になし

法人が必要と認める事項

特になし